

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道紋別郡興部町

2 構造改革特別区域の名称

おこっぺ牛乳の里リキュール特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道紋別郡興部町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

本町は、オホーツク管内の北部にあって東西に長く、北部一帯はオホーツク海に面し、その面積は 362.55 km²である。

地勢は、一般的に高山が少なくおおむね波状を呈し、海岸に近づくにしたがってなだらかに起伏する段丘地となり、その大部分は農用地である。

また、西部・南部は平均 300m の標高をもって起伏する山岳地帯で森林資源が豊富であり、これに源を発する町内 5 河川はいずれも山間平野の中央部を流れ、これに沿って開けた 8 つの集落が形成されている。

(2) 気候

本町の気候は、年間平均気温は 6.9 度、降水量は 796.0mm、日照時間は 1,695.1 時間（令和 6 年）と年間を通じておおむね冷涼であり、夏期もオホーツク海に低気圧が停滞すると低温となることが多く、良質な乳牛の育成に適した条件となっている。

(3) 人口

本町の人口は、戦後の復興とともに海外引揚者による入植などから昭和 35 年にピークの 9,363 人に達したが、昭和 40 年から人口減少がはじまり、平成 27 年 3,909 人、令和 2 年 3,628 人、令和 7 年 11 月末には 3,440 人とピーク時と比較して 63.3% の減少となっている。

これは、若年労働者の都市部への流出、産業基盤や社会生活基盤の整備の遅れ、農業経営不振や担い手問題などの理由による離農・離職、鉄道の廃止や企業の統廃合、社会意識の変化による出生率の低下等により人口が減少したものであるが、特に若年労働者の町内における就業機会の少なさや社会意識変化による家族構成の少数化が人口減少の大きな原因と考えられる。

(4) 産業

本町の産業構造は、農業、林業、水産業などの第1次産業を基幹産業とし、これを背景に商工業などの第2次、第3次産業が発展している。

令和2年国勢調査による産業別就業人口は、第1次産業 529人(27.3%)、第2次産業 470人(24.3%)、第3次産業 937人(48.4%)である。

第1次産業の就業人口は昭和35年において総就業人口の51.9%を占めていたが、農業の離農などにより労働力は町外や他産業へ流出が進み、令和2年には27.3%と激減した。今後も第1次産業の就労人口は減少基調で推移すると予想されている中で、乳用牛の飼養戸数については、飼養戸数は減少しているものの1戸あたりの飼養頭数は増加しており、年間約63,000tの生乳を生産している。

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

本町の酪農は、国際化の急速な進展や輸入農産物の増加に伴う価格の低迷や安心・安全な食品に対する国民ニーズの多様化に対応するため、飼養頭数の増加と施設の増強など経営規模拡大を進め経営安定化を図っているが、人口減少や高齢化の進行で経営主の高齢化と後継者不足により農家戸数が減少している。

一方、地元の生乳を使用したチーズやソフトクリームづくりに取り組むチーズ工房や自社牧場の生乳を使用した6次産業化により本町の乳製品は特産品として人気を誇っている。

さらなる地域資源の付加価値向上や新たな産業の裾野拡大の取組として、今後、町内の事業者が牛乳を活用して牛乳リキュールの製造を目指している。

このため、本特例措置を活用することにより、小規模な施設での地域の特産物を原料とするリキュールの製造が可能となるような環境を整備する必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

特例措置を活用することにより、町内特産物を用いたリキュールの製造が比較的小規模な施設で可能となり、新規参入者の増加や事業の広がりが期待される。

町内特産物を活用して町内でリキュール製造を行うことで、地産地消の推進や特産物の付加価値の向上により本町のブランド力を高め、本町の魅力発信に繋がる。また、農産物の生産振興により生産者の農業経営が安定化し、収入の向上が見込まれる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置を活用し、本町の地域資源に新たな付加価値を創出することで地域活性化に好循環を作ることが目標であり、本計画によって製造が可能となる「牛乳リキュール」により、6次産業化による農業者の収入向上や新規参入者の増加など新たな産業の裾野拡大を目指す。

【数値目標】

区分	令和8年度 (目標値)	令和9年度 (目標値)	令和10年度 (目標値)
新規特産酒類製造事業者	1件	2件	3件
特産酒類製造数量	1kl	3kl	6kl

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特例措置の活用により、需要拡大による農家所得の向上や新規就農者の確保など農業が抱える課題を解決していく一助となるとともに、新たな特産品や高付加価値の商品開発による地域ブランドの確立により、経済効果の創出が期待される。

8 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業 (構造改革特別区域法第26条)

別紙

1 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒造の製造事業 (構造改革特別区域法第 26 条)

2 当該規制の特例措置の適応を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物 (牛乳又はこれに準ずるものとして財務省令に定めるものに限る。以下「特産物」という。) を原料としたリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用開始日

本構造改革特別地域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

上記 2 に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

北海道紋別郡興部町の全域

(3) 事業の実施期間

上記 2 に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記 2 に記載の者が、特産物を原料としたリキュールの提供・販売を通じて、地域の活性化を図るためにリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、特産物を原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準の 6 キロリットルが 1 キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、農業者の経営の多角化、新たな農産物ブランド及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等地域経済及び地域の活性化に寄与する。

なお、当該特例措置により、酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告や納税、各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象となる。このことから本町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類に係る製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行うこととする。